

# プレス公表（運転保守状況）

発生日	2024年11月18日		
号機	4	件名	原子炉建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について（区分：Ⅲ）
<p>① 【事象の発生】 2024年11月15日午前10時30分頃、4号機原子炉建屋地下1階非常用ディーゼル発電機（B）室（非管理区域）にて、非常用ディーゼル発電機の分解点検業務に従事していた協力企業作業員が、異物混入防止用カバーの上に足を置いた際に、足を滑らせ転倒し、左足を痛めました。 様子を見ていたところ痛みが引かなかったことから、医療機関を受診しました。</p> <p>【対応状況】 病院で診察の結果、「左腓骨/脛骨骨折」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（2024年11月18日にお知らせ済み）</p>			

# プレス公表（運転保守状況）

発生日	2024年11月21日、2024年11月26日		
号機	7	件名	7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱について（区分：Ⅱ） 7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱からの復帰について（区分：Ⅱ）
<p>【事象の発生】 2024年11月21日午後2時30分頃、5号機の緊急時対策所に設置している衛星電話設備（常設）5台の通信確認をしていたところ、1台が不調であることを確認しました。 その後、調査を行い、午後5時10分に使用出来ないことを確認したことから、同時刻に7号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限*から逸脱したと判断しました。 このため、保安規定で要求される措置として、他の通信手段が使用可能であることを午後5時25分に確認しました。 (2024年11月21日お知らせ済み)</p> <p>② 調査の結果、衛星電話端末とアンテナの不具合が確認されたため、予備品と交換しました。本日、機能確認が出来たことから、午後1時に運転上の制限の逸脱から復帰しました。 引き続き、不具合が発生した原因については調査をしてまいります。 * 保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備（常設）は、合計5台が動作可能であることとしている。なお、通信設備であるため、使用済燃料プールや原子炉の冷却に影響するものではない。 (2024年11月26日にお知らせ済み)</p>			

# プレス公表（運転保守状況）

発生日	2024年11月25日		
号機	7	件名	非常用ディーゼル発電機（A）からの油漏れについて（区分：Ⅲ）
<p>【事象の発生】 2024年11月22日、午前11時16分頃、原子炉建屋1階（非管理区域）において、当社社員が、非常用ディーゼル発電機（A）の定例試験を行っていたところ、停止操作前の機器状態確認時に、油の漏えい（約500cc）を確認いたしました。 その後、午前11時17分頃に非常用ディーゼル発電機（A）を停止し、油の漏えいが止まったことを確認しています。 漏れ出た潤滑油については、拭き取りを行っており、外部等への流出はなく、環境への影響はありません。 なお、油の漏えいがあったことから一般回線にて公設消防へ連絡しました。</p> <p>【対応状況】 今後、潤滑油が漏えいした箇所や原因の調査を実施し、再発防止対策を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（2024年11月25日にお知らせ済み）</p> <p>【今後の対応】 <u>2024年11月25日に、漏えい箇所を確認するために再現試験を実施しました。その結果、同様の漏えいがなかったことから、次回定例試験まで状態を注視し、定例試験の中で再度確認をしてまいります。</u></p>			